


医療証について のお知らせ

子育て世帯、障がいをお持ちの方々の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分を無料にする医療証を交付しています。

	㉞ 重度心身障がい(児)者医療証	㉟ ひとり親家庭等医療証	㊱ 子育て支援医療証 しらたか元気っ子事業の医療証
対象となる方	<p>障がいをお持ちの方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障がい者手帳1・2級 ②精神障がい者保健福祉手帳1級 ③療育手帳A ④公的年金各法の障がい年金1級 ⑥特別児童扶養手当1級 ⑦療育手帳B、かつ、身体障がい者手帳3級</p> <p>※ 町民税所得割相当額が、23万5千円以上の方は対象外です。 ※ 本人または扶養者に所得税相当額が課税されている場合は自己負担額(負担割合1割)が発生します。</p>	<p>18歳以下の児童を扶養している方で次のいずれかに該当する方</p> <p>①配偶者のいない方及びその児童 ②配偶者が重度の心身障害により長期にわたって労働能力を失っている方及びその児童 ③父母のいない18歳以下の児童(所得税相当額が課税されている者に養育されている場合を除く。) ④「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に基づく法律(DV防止法)」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられた方及びその方に扶養されている児童</p> <p>※ 次のいずれかに該当する方は対象外です。</p> <p>① 所得税相当額が課税されている方 ② 就労されていない方</p>	<p>(1)白鷹町にお住まいの高校3年生相当年齢までの方 ※就職などにより親の扶養を外れた方は対象外です。 (2)就学のため町外に住所を移した方で、保護者の住所が白鷹町にある方</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「しらたか元気っ子事業」では、平成28年4月1日から、対象年齢を高校3年生相当年齢まで拡大して実施しています。</p> </div> 
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証 ・印鑑 ・対象となることを確認できる下記の手帳など <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害年金証書(障害基礎年金・その他公的年金)・恩給証書・特別児童扶養手当証書</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる方の保険証 ・印鑑 <p>※特別な理由により就労できない場合はご相談ください。 ※他に書類が必要になる場合があります。(就労証明書等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お子さんの保険証 ・印鑑 <p>※高校生相当年齢の方や新規該当者の方(出生、転入)は申請が必要になります。</p>
※前年または前々年の所得額、所得税額のわかるものが必要になる場合もあります。			

重度心身障がい(児)者医療証(㉞)及び ひとり親家庭等医療証(㉟)の更新

現在交付している重度心身障がい(児)者医療証及びひとり親家庭等医療証の有効期限は平成28年6月30日です。引き続き交付を希望される方は更新の手続きが必要になります。有効期限をご確認のうえ手続きをしてください。

▶ 更新の時期

6月22日(水)～30日(木)

※なお、新規の申請は随時受け付けています。

【医療証の申請窓口・問い合わせ先】

役場1階 2番受付 町民課国保医療係 ☎85-6130